

「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」の改定案についての意見の概要及びそれに対する考え方

No	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	11条ガイドライン第1の2(2)及び債務の株式化ガイドライン3(2)	<p>保険会社が10%超の議決権保有等を可能とする改定により、銀行も保険会社も潰れると思うので、改定しない方がよい。普通の会社は10%を超えて株式を持たれたくない。他の会社との経営統合などで逃げてしまう。その際、株価を下落させて逃げようとするので、銀行や保険会社は損切りばかりになってしまう。(匿名)</p>	<p>今回のガイドライン改定では、保険会社が総議決権の10%超を保有しようとする事業再生会社については、保険会社や銀行等による事業再生支援を内容に含む事業計画を作成しており、当該計画について、保険会社や銀行等以外の第三者(官公署、商工会議所、弁護士、公認会計士、税理士等)が関与している会社であることが認可の要件とされています。</p> <p>このため、御指摘のような事態が生じることは想定し難いところですが、いずれにしても、保険会社や銀行等以外の第三者が関与することにより事業計画の正確性や相当性等が高まると考えられ、このような事業計画の存在を前提とすれば、保険会社が事業再生会社の議決権を一定期間保有等したとしても、通常、保険会社による議決権の保有等による事業支配力の増大等を生じさせるものではなく、認可の対象として差し支えないと考えております。</p>
2	その他	<p>5%を超える保有を禁止していること自体が「日本の金融会社の株式持ち合い」の長所を削ぐものであるため、5%ルール自体を見直してほしい。(個人)</p>	<p>独占禁止法において、銀行又は保険会社が会社の議決権を総株主の議決権の5%(保険会社にあつては10%)を超えて保有等することを規制している趣旨は、銀行又は保険会社による事業支配力の過度の集中等を防止することであり、公正かつ自由な競争を促進する観点から、当該保有等による事業支配力増大の有無、株式発行会社の属する市場における競争上の問題の発生のおそれの有無等について、認可制度を通じて審査される必要があると考えております。</p>